

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年1月10日

【四半期会計期間】 第61期第3四半期(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

【会社名】 株式会社 N a I T O

【英訳名】 Naito & Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木 斉

【本店の所在の場所】 東京都北区昭和町二丁目1番11号

【電話番号】 (03)3800-8614

【事務連絡者氏名】 取締役管理部および経理部担当 河野 英之

【最寄りの連絡場所】 東京都北区昭和町二丁目1番11号

【電話番号】 (03)3800-8614

【事務連絡者氏名】 取締役管理部および経理部担当 河野 英之

【縦覧に供する場所】 株式会社N a I T O関西営業部
(東大阪市横枕西11番31号)
株式会社N a I T O中部営業部
(名古屋市瑞穂区塩入町1番28号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第60期 第3四半期 累計期間	第61期 第3四半期 累計期間	第60期 第3四半期 会計期間	第61期 第3四半期 会計期間	第60期
会計期間	自平成22年3月1日 至平成22年11月30日	自平成23年3月1日 至平成23年11月30日	自平成22年9月1日 至平成22年11月30日	自平成23年9月1日 至平成23年11月30日	自平成22年3月1日 至平成23年2月28日
売上高 (百万円)	26,146	27,272	9,037	9,366	35,065
経常利益 (百万円)	467	383	153	138	590
四半期(当期)純利益 (百万円)	344	199	81	69	418
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	6	16	2	7	10
資本金 (百万円)	-	-	2,291	2,291	2,291
発行済株式総数 (千株)	-	-	5,205	5,115	5,216
純資産額 (百万円)	-	-	10,760	9,382	10,844
総資産額 (百万円)	-	-	15,520	16,536	15,578
1株当たり純資産額 (円)	-	-	1,689.53	1,703.80	1,703.83
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	69.60	39.87	16.37	13.80	84.59
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	47.08	30.54	11.09	11.74	57.30
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	69.3	56.7	69.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	414	478	-	-	228
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	467	810	-	-	294
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8	321	-	-	18
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	-	-	307	299	310
従業員数 (名)	-	-	296	296	302

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第60期において第一回優先株式の取得請求権行使等により、発行済株式総数は37,726株増加しております。

3 第61期第3四半期会計期間において第一回優先株式の取得請求権行使により、発行済株式総数は7,543株増加しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社および当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数(名)	296	(47)
---------	-----	------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員です。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)です。
3 臨時従業員は、パートタイマーの従業員です。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社は単一セグメントであるため取扱商品別により記載しております。

(1) 仕入実績

当第3四半期会計期間における仕入実績を取扱商品別に示すと、次のとおりであります。

取扱商品名	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
切削工具	4,434	+8.1
機械工具	1,896	+5.5
産業機器	1,999	+6.1
工作機械	232	30.9
その他	88	9.4
合計	8,652	+5.3

(注) 1 金額は、仕入価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を取扱商品別に示すと、次のとおりであります。

取扱商品名	販売高(百万円)	前年同期比(%)
切削工具	4,744	+4.7
機械工具	2,135	+5.8
産業機器	2,132	+6.0
工作機械	250	30.6
その他	104	8.5
合計	9,366	+3.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間（平成23年9月1日～平成23年11月30日）における当社を取り巻く経済環境は、東日本大震災後の落ち込みから持ち直しの動きが続いているものの、欧州の政府債務危機などを背景とした海外経済の減速の影響から、そのペースは緩やかになっております。また、原発事故・電力供給問題、歴史的な円高水準、タイ洪水などのリスク要因も加わり、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと当社は、M E C T 2 0 1 1 に出展し、主に海外からの航空機産業向けの切削工具やクランピングユニットを発掘・展示して注目を集めるなど、新しい市場に対する取組みに注力しました。その結果、当第3四半期会計期間の売上高は93億66百万円（前年同期比3.6%増）となりました。

取扱商品別売上高は、切削工具は47億44百万円（前年同期比4.7%増）となりました。また機械工具は21億35百万円（同5.8%増）、産業機器は21億32百万円（同6.0%増）、工作機械は2億50百万円（同30.6%減）となりました。

利益面では、引き続き経費削減に努めましたが、人件費等の一部経費が増加したことにより営業利益は58百万円（前年同期比19.1%減）、経常利益は1億38百万円（同9.7%減）となり、四半期純利益は69百万円（同14.4%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の資産、負債および純資産の状況は、以下のとおりです。

資産

総資産は、165億36百万円と前事業年度末から9億57百万円増加しました。これは、たな卸資産が2億83百万円増加、短期貸付金が7億99百万円増加したことが主な要因です。

負債

負債は、71億53百万円と前事業年度末から24億18百万円増加しました。これは、短期借入金が20億円増加したことが主な要因です。

純資産

純資産は、93億82百万円と前事業年度末から14億61百万円減少しました。これは、自己株式（第二回優先株式）を16億50百万円で取得し消却を行ったことが主な要因です。なお、自己資本比率は56.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間のキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フロー

売上債権の増加額3億19百万円、たな卸資産の増加額2億75百万円等の減少要因があったものの、税引前四半期純利益1億38百万円、仕入債務の増加額5億33百万円等の増加要因により、32百万円の収入超過となりました（前年同期は3億10百万円の支出超過）。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資有価証券の取得による支出2百万円等の減少要因により、1百万円の支出超過となりました（前年同期は3億65百万円の収入超過）。

財務活動によるキャッシュ・フロー

リース債務の返済による支出9百万円等の減少要因により、9百万円の支出超過となりました（前年同期は6百万円の支出超過）。

現金及び現金同等物の増減

以上の結果、現金及び現金同等物の四半期末残高は、第2四半期会計期間末から21百万円増加し、2億99百万円となりました（前年同期は3億7百万円）。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,379,925
優先株式	250,000
計	12,629,925

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年1月10日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,030,479	5,030,479	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 10株
第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等です)	85,189	85,189	非上場・非登録	(注)1.2.3. 4.5.6
計	5,115,668	5,115,668	-	-

(注)1 第一回優先株式は現物出資(借入金の株式化 総額10億円)によって発行されたものです。

- 第一回優先株式は金融支援の一環として借入金の株式化を行ったことにより発行されたため、議決権を有しておりません。第一回優先株式の単元株式数は1株です。
- 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項について、権利の行使および売買の所有者との間の取り決めはありません。
- 提出日現在の発行数には、平成24年1月1日からこの四半期報告書提出日現在までの第一回優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 第一回優先株式の内容は次のとおりです。なお、旧商法下の発行条件を記載しております。
 - 発行株式数 100,000株
 - 発行価額 1株につき10,000円
 - 発行価額の総額 10億円
 - 優先配当金
優先配当金の額
優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。

$$\text{第一回優先配当金} = 10,000\text{円} \times (\text{日本円TIBOR} + 1.00\%)$$

第一回優先配当金は、円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第一回優先配当金が1株につき1,000円を超える場合は1,000円とする。

優先中間配当金の額

当社は、第一回優先株主または第一回優先登録質権者に対して、中間配当を行わない。

非累積条項

ある営業年度において、第一回優先株主または第一回優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が、第一回優先配当金の額に達しないときは、その不足分は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第一回優先株主または第一回登録質権者に対しては、第一回優先配当金を超えて配当は行わない。

(5) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回優先株主または第一回登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一回優先株式1株につき10,000円を支払う。

第一回優先株主または第一回優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(6) 買受けまたは消却

当社は、いつでも第一回優先株式を買受け、これを保有し、または株主に配当すべき利益をもって当該買入価格により消却することができる。

当社が、本規定に従って優先株式を買受ける場合、他の種類の株式を有する株主は、商法第210条第7項の請求をなし得ず、同株主に関する請求権にかかる同条第6項の招集通知の記載を要しない。

(7) 議決権

第一回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(8) 併合または分割、新株引受権等

当社は、第一回優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

当社は、第一回優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(9) 転換予約権

第一回優先株主は、1株につき下記に定める条件により第一回優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

転換を請求し得べき期間

第一回優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成21年7月1日以降とする。

当初転換価額

当初転換価額は、1,076円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成22年3月1日以降、毎年3月1日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日を除く。）に修正される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また、修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

なお、平成23年3月1日に転換価額を924円に修正した。

転換により発行すべき普通株式数

第一回優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回優先株式が転換請求のために提出した第一回優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

転換後第1回目の配当

第一回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求が3月1日から8月31日までになされたときには3月1日に、9月1日から翌年2月末日までになされたときには9月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回優先株式

	第2四半期会計期間 (平成23年6月1日から 平成23年8月31日まで)	第3四半期会計期間 (平成23年9月1日から 平成23年11月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	3,918	697
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	42,401	7,543
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	924	924
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	17,634	18,331
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	177,275	184,818
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	994	991
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月1日～ 平成23年11月30日 (注)	7,543	5,115,668		2,291		2,285

(注) 発行済株式総数の増加は、第一回優先株式の取得請求権行使による増加です。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 85,189	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,780	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,019,870	501,987	(注)2
単元未満株式	普通株式 286	-	-
発行済株式総数 普通株式	5,022,936	-	-
優先株式	85,189	-	-
総株主の議決権	-	501,987	-

(注)1 第一回優先株式。内容については、「(1)株式の総数等、発行済株式」に記載のとおりです。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式(失念株式)が40株(議決権の数4個)含まれています。

【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社NaITO	東京都北区昭和町 二丁目1番11号	2,780	-	2,780	0.05
計	-	2,780	-	2,780	0.05

(注)自己株式は普通株式です。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	970	938	945	904	898	877	840	855	834
最低(円)	633	851	830	795	861	802	762	801	757

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

(2) 第一回優先株式

第一回優先株式は非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 ． 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）および前第3四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）および当第3四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）および前第3四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期財務諸表ならびに、当第3四半期会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）および当第3四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社を有していないので、連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	299	310
受取手形及び売掛金	8,788	8,864
たな卸資産	2,822	2,538
短期貸付金	2,100	1,300
その他	141	162
貸倒引当金	10	10
流動資産合計	14,141	13,164
固定資産		
有形固定資産	274	304
無形固定資産	60	71
投資その他の資産		
投資有価証券	395	406
繰延税金資産	214	231
敷金及び保証金	1,436	1,386
その他	48	35
貸倒引当金	29	17
投資損失引当金	4	4
投資その他の資産合計	2,059	2,038
固定資産合計	2,394	2,413
資産合計	16,536	15,578
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,417	3,074
短期借入金	2,500	500
未払法人税等	148	42
賞与引当金	63	77
その他	264	209
流動負債合計	6,393	3,904
固定負債		
退職給付引当金	537	602
役員退職慰労引当金	36	29
その他	185	198
固定負債合計	759	830
負債合計	7,153	4,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,291	2,291
資本剰余金	2,285	2,285
利益剰余金	4,802	6,253
自己株式	10	10
株主資本合計	9,369	10,819
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13	24
評価・換算差額等合計	13	24
純資産合計	9,382	10,844
負債純資産合計	16,536	15,578

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
売上高	26,146	27,272
売上原価	23,294	24,365
売上総利益	2,852	2,907
販売費及び一般管理費	¹ 2,628	¹ 2,746
営業利益	223	160
営業外収益		
受取利息	29	26
仕入割引	420	435
その他	23	23
営業外収益合計	473	485
営業外費用		
支払利息	3	8
売上割引	218	241
その他	7	13
営業外費用合計	229	262
経常利益	467	383
特別利益		
貸倒引当金戻入額	94	-
その他	0	-
特別利益合計	95	-
特別損失		
固定資産処分損	2	1
投資有価証券評価損	1	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	8
特別損失合計	3	10
税引前四半期純利益	558	373
法人税、住民税及び事業税	20	145
法人税等調整額	194	28
法人税等合計	214	174
四半期純利益	344	199

【第3四半期会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
売上高	9,037	9,366
売上原価	8,086	8,376
売上総利益	950	990
販売費及び一般管理費	¹ 878	¹ 931
営業利益	72	58
営業外収益		
受取利息	9	11
仕入割引	143	146
その他	5	4
営業外収益合計	159	162
営業外費用		
支払利息	1	3
売上割引	74	79
その他	2	0
営業外費用合計	78	83
経常利益	153	138
特別利益		
貸倒引当金戻入額	0	-
その他	0	-
特別利益合計	1	-
特別損失		
固定資産処分損	2	-
特別損失合計	2	-
税引前四半期純利益	151	138
法人税、住民税及び事業税	7	34
法人税等調整額	63	34
法人税等合計	70	68
四半期純利益	81	69

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	558	373
減価償却費	52	64
貸倒引当金の増減額（は減少）	104	12
退職給付引当金の増減額（は減少）	52	64
受取利息及び受取配当金	39	38
支払利息	3	8
売上債権の増減額（は増加）	1,175	75
たな卸資産の増減額（は増加）	402	283
仕入債務の増減額（は減少）	467	343
その他	82	3
小計	609	485
利息及び配当金の受取額	27	26
利息の支払額	3	8
法人税等の支払額	14	27
法人税等の還付額	184	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	414	478
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2	3
投資有価証券の取得による支出	6	6
短期貸付金の増減額（は増加）	469	799
その他	6	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	467	810
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	2,000
リース債務の返済による支出	8	28
優先株式の取得による支出	-	1,650
配当金の支払額	0	-
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	8	321
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	44	10
現金及び現金同等物の期首残高	263	310
現金及び現金同等物の四半期末残高	307	299

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日至平成23年11月30日)	
会計処理基準に関する事項 の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ1百万円減少し、税引前四半期純利益は100万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「敷金及び保証金」が100万円減少しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日至平成23年11月30日)	
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期会計期間末における貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積額を算定しております。
2 棚卸資産の評価方法	当第3四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出する方法によっております。
4 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等および一時差異の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日至平成23年11月30日)	
該当事項はありません。	

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)		前事業年度末 (平成23年2月28日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	322百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額	278百万円
2 たな卸資産の内訳		2 たな卸資産の内訳	
商品	2,818百万円	商品	2,534百万円
貯蔵品	3百万円	貯蔵品	4百万円

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主な内訳		1 販売費及び一般管理費の主な内訳	
給料手当及び賞与	970百万円	給料手当及び賞与	1,074百万円
退職給付費用	135百万円	退職給付費用	131百万円
賞与引当金繰入額	119百万円	賞与引当金繰入額	63百万円
役員退職慰労引当金繰入額	7百万円	貸倒引当金繰入額	12百万円
		役員退職慰労引当金繰入額	7百万円

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主な内訳		1 販売費及び一般管理費の主な内訳	
給料手当及び賞与	321百万円	給料手当及び賞与	432百万円
退職給付費用	45百万円	退職給付費用	45百万円
賞与引当金繰入額	39百万円	役員退職慰労引当金繰入額	2百万円
役員退職慰労引当金繰入額	2百万円	貸倒引当金繰入額	0百万円
		賞与引当金繰入額	47百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	
1 現金及び現金同等物の当第3四半期累計期間末残高と当第3四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年11月30日現在)		1 現金及び現金同等物の当第3四半期累計期間末残高と当第3四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成23年11月30日現在)	
現金及び預金	307百万円	現金及び預金	299百万円
現金及び現金同等物	307百万円	現金及び現金同等物	299百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月30日)および当第3四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末 (株)
普通株式	5,030,479
第一回優先株式	85,189
計	5,115,668

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末 (株)
普通株式	2,787
第一回優先株式	3,520
計	6,307

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

自己株式(優先株式)の取得および消却について

当社は、平成23年5月24日開催の定時株主総会において、会社法第156条の規定に基づいて自己株式(第二回優先株式)を取得することを決議し、これを受けて同日開催の取締役会において、会社法第157条の規定に基づいて具体的な取得方法について決定し、以下のとおり実施いたしました。

(1) 取得した株式の種類

第二回優先株式

(2) 取得した株式の総数

150,000株

(3) 株式の取得価額の総額

1,650百万円

(4) 取得した日

平成23年6月17日

(5) 取得の方法

会社法第158条第1項に基づき、株主に対し、上記(1)から(4)に掲げる事項を通知したことにより買い受けいたしました。

上記により取得した自己株式(第二回優先株式)を平成23年6月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき以下のとおり消却することを決議いたしました。

(1) 消却した株式の種類

第二回優先株式

(2) 消却した株式数

150,000株

これにより、利益剰余金が1,650百万円減少しております。

(持分法損益等)

関連会社に関する事項

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	
持分法を適用した場合の投資利益の金額	6百万円	持分法を適用した場合の投資利益の金額	16百万円

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)	
関連会社に対する投資の金額	10百万円	関連会社に対する投資の金額	10百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	39百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	49百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	2百万円	持分法を適用した場合の投資利益の金額	7百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)および当第3四半期会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

当社は切削工具、機械工具、産業機器、工作機械等の販売およびこれら付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)		前事業年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	1,703円80銭	1株当たり純資産額	1,703円83銭

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	69円60銭	1株当たり四半期純利益金額	39円87銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	47円08銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	30円54銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円)	344	199
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	344	199
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,943	5,001
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定 に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (百万円)	-	-
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	2,364	1,528
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在 株式について前事業年度末から重要な変動がある場 合の概要	-	-

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	16円37銭	1株当たり四半期純利益金額	13円80銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	11円09銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	11円74銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円)	81	69
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	81	69
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,949	5,027
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定 に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (百万円)	-	-
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	2,359	883
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在 株式について前事業年度末から重要な変動がある場 合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月12日

株式会社NaITO
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 順

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山川 勝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木造 眞博

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社NaITOの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第60期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社NaITOの平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年1月10日

株式会社NaITO
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木造 眞博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡野 英生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社NaITOの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第61期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社NaITOの平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。